



鳥取県公報

平成17年1月25日(火)
第7655号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (27) (西部総合事務所農林局)	1
	生活保護法による医療機関の指定 (28) (福祉保健課)	1
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (29) (〃)	2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (30) (〃)	2
	シルバー人材センターの指定に係る地域の変更 (31) (労働雇用課)	2
	生産事業者登録証の記載事項の変更 (32) (森林保全課)	3
	土地収用法による事業の認定 (33) (管理課)	3
選管告示	個人演説会等を開催することができる施設の変更 (7)	4
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除 (8)	4
公 告	歯科技工士試験の実施 (医務薬事課)	5
	獣銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	6

告 示

鳥取県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり稻光井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年1月25日

鳥取県西部総合事務所長 青木 茂

退任した役員の氏名及び住所

監事 汐田博史 西伯郡大山町妻木467
" 畠中尚之 西伯郡大山町唐王717-1
平成16年4月19日退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 汐田博史 西伯郡大山町妻木467
" 畠中尚之 西伯郡大山町唐王717-1
平成16年4月20日就任 任期平成20年4月19日まで

鳥取県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規

定により次のとおり告示する。

平成17年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はやしクリニック	鳥取市湖山町南二丁目181 - 2	平成17年1月1日

鳥取県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
伯耆中央病院	西伯郡伯耆町長山152 - 1	平成17年1月1日

鳥取県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
はやしクリニック	鳥取市湖山町南二丁目181 - 2	平成16年12月31日

鳥取県告示第31号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条の規定に基づき指定されたシルバー人材センターの指定に係る地域について次のとおり変更したので、告示する。

平成17年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変更前後の別	指定に係る地域	変更年月日
社団法人南部広域シルバー人材センター	変更前	西伯郡岸本町及び南部町並びに日野郡溝口町	平成17年1月19日
	変更後	西伯郡南部町及び伯耆町	

鳥取県告示第32号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録証の記載事項に変更があった旨の届出があるので、同法第16条第2項の規定により告示する。

平成17年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
251	白根暢之	住所	日野郡溝口町畠池1143	西伯郡伯耆町畠池1134	平成17年1月1日
"	"	事業所の所在地	日野郡溝口町畠池1143	西伯郡伯耆町畠池	"

鳥取県告示第33号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 起業者の名称

琴浦町

2 事業の種類

農業集落排水事業以西地区処理施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 東伯郡琴浦町大字竹内字森ノ西地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業以西地区処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、農業集落排水施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である琴浦町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内で、ポンプによる圧送区間を最も短くすることができる位置にある土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現及び活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に景観及び環境に配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は、軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、周辺住民へ与える環境上の影響が少ないと、事業費が経済的であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

（4）法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためにものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

（5）結論

（1）から（4）までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

東伯郡琴浦町大字赤崎1142-3

琴浦町役場分庁舎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第7号

南部町選挙管理委員会及び伯耆町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の名称及び所在地を変更した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成17年1月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 名称及び所在地を変更した施設

施設の名称		所在地
変更前	変更後	
西伯町農村環境改善センター（プラザ西伯）	南部町農村環境改善センター（プラザ西伯）	西伯郡南部町法勝寺167-2

2 所在地を変更した施設

所在地を変更した施設の名称	所在地
三部児童館	西伯郡伯耆町三部590-9

鳥取県選挙管理委員会告示第8号

南部町選挙管理委員会及び伯耆町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり

告示する。

平成17年1月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

指定を解除した施設の名称	所在地
南部町農村環境改善センター（プラザ西伯）	西伯郡南部町法勝寺167-2
溝口町生活改善センター	日野郡溝口町二部1562-1

公 告

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次とおり実施する。

平成17年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験期日

実地試験 平成17年3月13日（日）午前9時から

学説試験 平成17年3月14日（月）午前9時から

2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校

3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、^{がく}_{くう}頸口腔機能学、有床義歯工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成17年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成17年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの。

5 受験願書の受付期間

平成17年1月31日（月）から同年2月10日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便による申込みは、平成17年2月10日（木）までの消印があるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課

7 受験願書の添付書類

(1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成17年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(2) 写真（手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置にはり付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成17年3月28日（月）正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。

(2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務薬事課（電話0857-26-7173）に照会すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年1月25日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成17年2月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県議会棟2階執行部 控室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
	平成17年2月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習科目

- ア 猶銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猶銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

